

平成28年 8月 1日

受給者各位

東京都中央区日本橋大伝馬町14-1
伊藤忠連合企業年金基金
03-3669-2346

企業年金における受給者様のマイナンバー取得にかかるお知らせ

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は、基金運営にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、既にご承知のとおり、平成28年1月からマイナンバー制度がスタートしております。当該マイナンバー制度の導入により、現在お受取りの企業年金に関しましては、支払者（受託者：三井住友信託銀行）が税務署等へ提出する源泉徴収票等に各受給者様のマイナンバーを記載^(※1)する必要がございます。

弊基金では、マイナンバーを収集するにあたり、受給者様の郵送等の手続きにかかるご負担を軽減するため、マイナンバーの収集業務を企業年金連合会^(※2)に委託することといたしましたので、ご案内申し上げます。なお、企業年金連合会へ委託することにより、受給者様のマイナンバーを地方公共団体情報システム機構^(※3)より取得いたしますので、受給者様にてお手続きいただく必要はございません。

なお、企業年金連合会よりマイナンバーが取得できない場合には、別途弊基金からマイナンバーのご提出のご依頼をさせていただく場合がございますので予めご了承承願いたします。

- (※1) マイナンバーとは、国民一人ひとりに付番される12桁の番号をいいます。平成27年10月より市区町村より『通知カード』にて個人番号が通知されております。通知カードをお受取りになっていない場合には、お住まいの市区町村までお問い合わせください。
- (※2) 企業年金連合会とは、昭和42年に厚生年金保険法に基づき厚生年金基金の連合体として設立され、平成16年の法律改正により現在の企業年金連合会となりました。主に、企業年金制度を短期間で脱退した方に対する年金給付や企業年金間の年金通算事業を行っています。企業年金制度が、受給者様のマイナンバー収集業務を企業年金連合会に委託することは、法令等によって認められております。なお、取得いたしました貴方様のマイナンバーに関しましては、確定給付企業年金の給付にかかる源泉徴収票等の作成事務においてのみ使用いたします。
- (※3) 地方公共団体情報システム機構とは、住民基本台帳法、マイナンバー法の規定による事務等を地方公共団体に代わって行うことなどを目的に平成26年4月1日に設立されました。住民基本台帳法、マイナンバー法に基づき、企業年金連合会は地方公共団体情報システム機構に対してマイナンバーの提供を求めることができます。

上記ご賢察の上、弊基金の対応方針についてご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬 具